

公共下水道管路施設改良工事（R 0 8 0 1）の入札について

次のとおり一般競争入札を実施するので公告する。本入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）により行う。

なお、本入札は、入札に参加する者に必要な資格の審査を入札執行後に行い、落札者を決定する事後審査型一般競争入札であることから、「市川市事後審査型一般競争入札実施要領」及び「市川市建設工事等電子入札実施要領」を遵守すること。

本件は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事である。詳細は、特記仕様書又は施工条件の明示を参照すること。

市川市長 田中 甲

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 公共下水道管路施設改良工事（R 0 8 0 1）
- (2) 工事場所 市川市市川 1 丁目 1 2 番～1 7 番地先 外 1 箇所
- (3) 工事期限 令和 9 年 2 月 2 6 日
- (4) 工事概要 別紙「工事概要書」のとおり
- (5) 予定価格 1 4 9, 6 1 1, 0 0 0 円（税込み）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている者
- (2) 市川市内に本店を有する者
- (3) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者
- (4) 本市の土木一式工事の格付等級が A ランクの者
- (5) 建設業法第 2 6 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、技術者を適正に配置できる者
- (6) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「協同組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人（以下「理事会の構成員」という。）
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ウ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
 - エ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
 - オ 当該工事に係る公告の日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - カ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者及び同法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の規定による経営事項審査を受けておらず、同法第 2 7 条の 2 9 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
 - キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者
 - ク 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

- ケ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- コ 市川市が発注した建設工事について、公告日前3カ月以内に工事完成検査評定通知書により**65点未満**の通知を受けている者。ただし、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日を「通知を受けた日」とする。
- サ 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- シ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

3 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に決定した市川市事後審査型一般競争入札実施要領に定める落札候補者に対して、入札時に入札書と共に提出した入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」という。）により行うものとする。

4 提出書類

入札に参加する者は、下記の確認書類等を**入札時に**提出すること。

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（※市指定用紙）
- (2) 公共工事設計労務単価に係る誓約書（※市指定用紙）
- (3) 中小企業等協同組合法に定める協同組合が申請する場合は、次の書類
 - ① 当該協同組合の定款（写し）
 - ② 組合員・組合役員が記載された「協同組合・組合員名簿」（指定用紙）（注）提出以後に定款又は「協同組合・組合員名簿」に変更がある場合は、直ちに申し出をし、指示された書類を提出しなければならない。
- (4) 市川市入札参加業者適格者名簿（工事）において、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、特定関係調書（※市指定用紙）
- (5) 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し（許可区分及び当該営業所が確認できるもの）
- (6) 主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）に関する次の書類（入札に参加する者の見積もる入札金額（税込）が、建設業法施行令第27条に規定する専任の技術者等を置かなければならない金額であるときに提出すること。）
 - ① 配置予定技術者申請書（※市指定用紙）
 - ② 資格を証する書類の写し（監理技術者資格者証等）
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できる書類の写し（監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）
 - ④ 直近の建設業許可等申請時に提出した営業所技術者等一覧表（建設業法施行規則様式第1号別紙4）又は営業所技術者等証明書（同施行規則様式第8号）の写し。これらの書類の提出後に営業所技術者に変更があった場合は、変更届出時に提出した営業所技術者等証明書の写しを含む。
- (7) 監理技術者補佐を配置する場合は、次の書類
 - ① 監理技術者等の配置予定申請書（※市指定用紙）
 - ② 監理技術者補佐に係る（6）②・③に掲げる書類
- (8) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者等を配置する場合又は建設業法第26条の5の規定の適用により営業所技術者等が技術者等の職務を兼ねる場合は、人員の配置を示す計画書
- (9) 下記6「入札保証金に関する事項」(2)イに該当する場合は、履行実績を証明する書類の写し（コリンズの工事实績データ等）

※ 市指定用紙は入札情報サービスからダウンロードしてください。

5 設計図書の閲覧及び質疑について

- (1) 設計図書を必ず閲覧すること。
- (2) 設計図書の閲覧は、入札情報サービスにて行うものとする。
- (3) 設計図書等に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、工事発注担当課へ電子メールにて提出すること。参考資料に関する質疑は、参考資料に関する質疑であることを明記すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。
※ 質疑書は入札情報サービスからダウンロードしてください。

ア 工事発注担当課 下水道建設課

イ 質疑提出期間 令和8年9月2日（水）正午から
令和8年9月9日（水）正午まで

ウ 質疑提出電子メールアドレス kgs@city.ichikawa.lg.jp

エ 質疑回答日 令和8年9月14日（月）正午以降
質疑に対する回答は、入札情報サービスに掲載し、質疑がない場合でもその旨掲載する。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加する者の見積もる入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を開札前日までに納めなければならない。なお、市川市財務規則第101条第2項各号及び第3項に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。ただし、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記提出期限内に当該保険証券を提出することで入札保証金を免除するものとする。

この場合の保証期間は開札日から令和8年10月19日（月）までとする。

ア 入札保証金の納付等に係る書類の提出期限 令和8年9月16日（水）午前9時から
令和8年9月25日（金）午後5時まで

イ 場所及び方法 **市川市下水道部下水道経営課(市川市南八幡2丁目20番2号 第2庁舎3階)**
へ持参により提出すること。

- (2) 前項に係わらず、市川市内に本店を有する者については、公告日から過去2年間に本市の競争参加資格停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除とするものとする。

ア 本市が発注する種類を同じくする契約（建設工事）を令和6年4月1日から公告日までに誠実に履行を完了した実績を1回以上有する者

イ 国、他の地方公共団体が発注する種類を同じくする契約（建設工事）を令和6年4月1日から公告日までに誠実に履行を完了した実績を2回以上有する者

7 入札期間

日時 令和8年9月16日（水）午前9時00分から
令和8年9月25日（金）午後5時00分まで

8 開札場所及び日時

- (1) 場所 市川市役所第1庁舎 5階 会議室1（契約課）
- (2) 日時 令和8年9月28日（月）午前9時25分
- (3) 立会人 入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）午後5時までに、管財部契約課へ問い合わせること。

9 入札について

- (1) 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加

算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札に関する注意事項

ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書及び4に掲げる確認書類等を提出すること。内訳書及び確認書類等は電子入札システムにより入札書に添付し、提出すること。

イ 内訳書の様式は任意とする。入札金額と同額を一式計上してはならない。**また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条及び同法施行規則第1条の規定に基づき、内訳として下記項目を記載すること。**

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費の事業主負担額
- ・安全衛生経費
- ・建退共制度の掛金

※ 参考様式を入札情報サービスに掲載しています。

ウ 電子入札システムにより提出する内訳書のファイル形式は、原則以下のとおりとし、確認書類等と1つの圧縮ファイルにまとめて添付すること。また、容量は3メガバイト以内とする。

- ・PDF ファイル
- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel

エ ウに提示した圧縮ファイルの容量が3メガバイトを超える場合又は電子入札システム上の都合により提出することができない場合、確認書類等については、7に掲げた入札期間に契約課へ問い合わせの上、持参、電子メール又はファクシミリ装置により提出するものとする。

オ 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

カ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

キ 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は本市の都合により、入札を延期又は中止、若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

ク 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

(3) 入札の無効

下記のいずれかに該当した入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 明らかに連合によると認められる入札

ウ 電子証明書を不正に使用した入札

エ 内訳書の提出のない入札又は内訳書に不備がある入札

オ 確認書類等の提出のない入札

カ 予定価格を超える入札

キ 調査基準価格に満たない入札を行った落札候補者が市川市低入札価格調査表の提出に代わる届出(市指定様式)を提出したとき、当該落札候補者のした入札

ク 必要事項を欠く入札

ケ 協同組合及び理事会の構成員が入札で競合したときの当該協同組合の理事会の構成員のした入札

コ 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札

サ 紙入札への移行後における、電子入札システムにより行った入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

10 低入札価格調査制度に関する事項

(1) 市川市低入札価格調査制度に関する要綱(以下「低入要綱」という。)に基づき調査基準価格

を設定し、調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、低入札価格調査を実施する。なお、低入札価格調査を行った結果、低入要綱第9条第1項により落札者としがない場合がある。

- (2) **低入要綱第3条に基づき失格判定基準価格を設定し、次のいずれかに該当する者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。**

ア 失格判定基準価格に満たない価格で入札を行なった者(低入要綱第3条第3項第1号関係)

イ 調査基準価格に満たない価格で入札を行なった者のうち、入札に際して提出した内訳書の当該費用の額が、下記に掲げる額のいずれかについて低入要綱別表第2に定める予定価格算出の基礎となった額につきそれぞれ定める額を下回る者(低入要綱第3条第3項第2号関係)。

- ① 直接工事費
- ② 共通仮設費
- ③ 現場管理費
- ④ 一般管理費

1 1 落札者の決定

- (1) 本入札は事後審査型一般競争入札であるため、落札候補者は、内訳書の確認及び確認書類等の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者となる。
- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、「事後審査型一般競争入札参加不適格通知書」を送付する。
- (3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで、次順位者から順次内訳書の確認及び確認書類等の審査を行うものとする。

1 2 契約の締結について

- (1) 落札者は、契約を締結するときは契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は、契約金額の100分の30以上の額の契約保証金を納めなければならない。また、落札者が市川市財務規則第117条第2項及び第3項の各号に該当する保証を付した場合は免除とする。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 前払金は、請求により契約金額の100分の40以内を支払う。ただし、調査基準価格に満たない価格で契約をした者は、100分の20を超える前払金の請求をすることができない。
- (4) 中間前払金は、契約当初の前払金に加えて、工事の中間段階において請求により、契約金額の100分の20以内を支払う。
- (5) 調査基準価格に満たない価格で契約した者は、公告日前2年以内に完成した市川市発注の建設工事に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、「2入札に参加する者に必要な資格に関する事項」において定める要件と同一の要件を満たす配置技術者の1名増員を義務づける。

ア 65点未満の工事成績評価を受けている者

イ 工事完成検査等において補修(軽微な手直し等を除く。)の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。)に起因し工事請負契約約款に基づく補修(軽微な手直し等を除く。)又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者

ウ 品質管理等に関し、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準により競争参加資格停止を受けた者

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

- (6) 協同組合及び理事会の構成員が入札で競合し、当該入札の結果、協同組合若しくは理事会の構成員が契約を締結したときは、当該契約は解除となり、損害賠償等の対象となる。
- (7) **本件は、市川市公契約要綱第4条第1項第1号及び第2項の規定による労働環境の確認及び賃金支払いの確認の適用工事である。**
- (8) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が9(3)に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (9) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす

事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、工事発注担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
※通知書は入札情報サービスからダウンロードしてください。

1 3 その他

- (1) 提出された確認書類等は返却しない。
- (2) 落札者は、市川市建設工事指導要綱第9条の規定により、社会保険等未加入建設業者をすべての次数において下請負人とするのが原則できない。
- (3) 落札者は、できる限り下請けを市内業者とすること。
- (4) 落札者は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止措置期間中の者との下請契約等は原則できない。なお、下請契約等には、建設廃棄物処理委託契約を含む。
- (5) 電子入札システムに使用するＩＣカードは、開札日の３０日後（土曜日、日曜日、祝日を除く）まで有効期限内のものを使用すること。開札時に有効期限を過ぎているＩＣカードを使用した入札については、失格とする。
- (6) 入札参加業者適格者名簿の記載事項（代表者名、所在地等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うこと。
※ 詳細は、入札情報サービスに本公告文と併せて「提出書類及び注意事項等」として添付している「2 入札参加業者適格者名簿の記載事項に変更が生じた場合の入札・契約締結時の注意事項」をお読みください。

1 4 問い合わせ先

市川市管財部契約課契約グループ

電話 ０４７－７１２－８５９３

住所 市川市八幡１丁目１番１号 第１庁舎４階

電子メールアドレス keiyaku3@city.ichikawa.lg.jp

工事概要書

工 事 名	公共下水道管路施設改良工事（R 0 8 0 1）
工 事 場 所	市川市市川 1 丁目 1 2 番～ 1 7 番地先 外 1 箇所
工 事 概 要	この工事は市川市下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設の更新を行うもの。 ■工事内容 管きょ更生工 728m φ 250:L=283m, φ 300:L=128m, φ 350:L=196m, φ 400:L=28m φ 450:L=51m, φ 500:L=42m 管きょ修繕工 10箇所 φ 250:N=8, φ 300:N=2, 取付管布設替え 45箇所 汚水ます新設 47箇所 防臭弁取付 30箇所 舗装本復旧(打換) 773㎡ 舗装本復旧(切削オーバーレイ) 573㎡ 舗装本復旧(インターロッキング) 86㎡ ○前払い率：40% ○工事区分：下水道工事（4） ○現場環境改善費：無 ○地域補正（施工地域区分）：大都市（2） ○契約保証補正区分：金銭的保証